

とらい & GROW 329号

2015/8/25発行

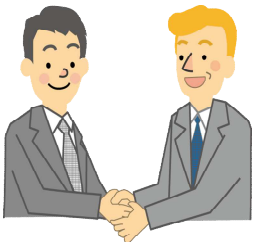
2015.8月号

1年は12カ月にあらず（就労日の減少）



8月はお盆月でもあり、国民総移動月間・旅行最盛期・休暇と賑わい、華やかである。さて、9月はというとこれまた祝日オンパレードである。日本人も働かなくなった、1年12か月365日では計算できなくなった。それほどお休みが増えた。人間休みは大切である、休暇は人生のアクセントであり、潤いでもある。あるいは研修やスキルアップの期間でもある。家族と過ごす時も格段に増えた。

欧米と日本の労働観の違い



欧米の労働観はもともと苦役であり（罰による労働・キリスト教的）日本のそれは進んで行く、崇高な倫理観にもとづいていた。近年、この日本の労働観もグッと欧米式に近付いている。これも経済社会のグローバル化のひとつであろう。ただしこれは一般的な話で、欧米の一握りの人たちは猛烈に働いていると聞く。そういう人が国を引っ張っているのだろう。

日本の日本らしい労働環境を



アンケートによると日本の30代40代の60%の人が「生活が苦しい」「余裕がない」と言っている。今の日本を支えている人達で、なにしろ忙しく子育て世代に没頭している。これだけ休みもあり、ある程度労働環境が整っている中で「余裕がない、苦しい」問題は深刻だ。経営側だけに問題解決を押し付けるわけにもいかない。家庭や個人の過ごし方の見直し、生活総費用の見直しを各個人あらい直してみよう。はたして今のまま続けていって良いのかと・・・

介護社会の到来を一億総人員で



介護社会がやってくることは周知の事実で回避できない。悲惨なニュースが毎日ながされている。これは日本国民全員で等しく負担を担わねばならない。先送りは負担を雪だるまにするだけである。解決策は？無い！あるのは痛みを分かち合っていく、つまり遠くの親戚より隣人の力を借りること、ボランティアのポイント蓄積化はどうだろう。たまったポイントはいつか自分に還る。日本の困ったときの隣組化は日本の伝統のはずだ。

親愛なるみなさまへ

～メールマガジン始めました～

経済、年金、相続、法人税、教育、文化、スポーツ・・・などなど、幅広い分野から話材を拾っていきます。週に一回、火曜日に配信します（もちろん無料です）。ぜひお読みいただき、何かのお役に立てただけなら幸いに存じます。

宇久田 進治



登録方法

Yahoo 等の検索サイトより、【まぐまぐ】と検索。

キーワードに【伝言板】と入力し、検索。
宇久田進治の伝言板に、登録したいメールアドレスを（携帯も可）登録。

あとはまぐまぐから届いたメールの指示に従って下さい。

たくさんのご登録、お待ちしております！

SLE研究室報告 (Social insurance, Labor and Employment)

～ 労務管理の基本「法定三帳簿」きちんとつけていますか～

こんにちは、今月はSLE研究室が担当になります。今回は労務管理の基本に立ち戻り、特に小規模企業では備え付けられてないケースも多い「法定三帳簿」(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿)について解説いたします。

1. 労働者名簿

「使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者(日々雇入れられる者を除く。)について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。」(労働基準法107条)

具体的には、労働者の氏名、性別、生年月日、履歴(過去の経歴)、住所、雇入れ年月日、退職(死亡含む)年月日及びその事由、従事する業務の種類(労働者数常時30人未満は不要)を記入します(日雇労働者は対象外)。

また、「事業場」とは、工場や事務所、店舗など位置的機能的単位を指しますので、場所が離れていたり(本社と支社等)、同じ場所でも労働の態様が全く違っていたり(病院内売店等)すれば、別個の事業場として取り扱います(原則)。それら「事業場ごと」に、それぞれ帳簿を作成することになります。

2. 賃金台帳

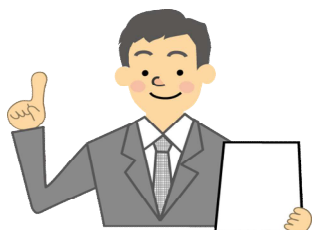
「使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。」(労働基準法108条)

具体的には、労働者の氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間数、時間外労働、休日労働及び深夜労働の各労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類ごとの額、法2400条1項の規定による賃金の控除の額、を労働者別または支払月別に記入します。賃金台帳は、源泉所得税や社会保険料等の計算事務の上でも有用です。ちなみに、「事業場ごと」に作成する必要があるのは、労働者名簿と同じです。

3. 出勤簿

上記「賃金台帳」に記載を要する労働日数等(上記2.の文中～の項目)を把握するための帳簿です。ただし、上記二帳簿とは異なり、記載項目や労働時間数等の把握方法については法令上定めがなく、厚生労働省の通達にて「使用者の現認」か「タイムカード、ICカード等の客観的記録」のどちらかで労働者の始業・終業時刻を確認、記録することが原則とされています。

労務トラブル防止の観点でも、この「出勤簿」は非常に重要な意味を持ちますので、作成を強くおすすめいたします(例えば未払い残業代請求事案では、会社が「出勤簿」を作成していなければ、労働者本人の手書きメモのみをもって、実労働時間として事実認定されてしまうこともあります。)



これらの「法定三帳簿」は、労働者を雇う事業場では必ず備え付け、3年間保存しなければなりません。ご不明点などございましたら、弊所担当者または八幡(やはた)までお問い合わせください。

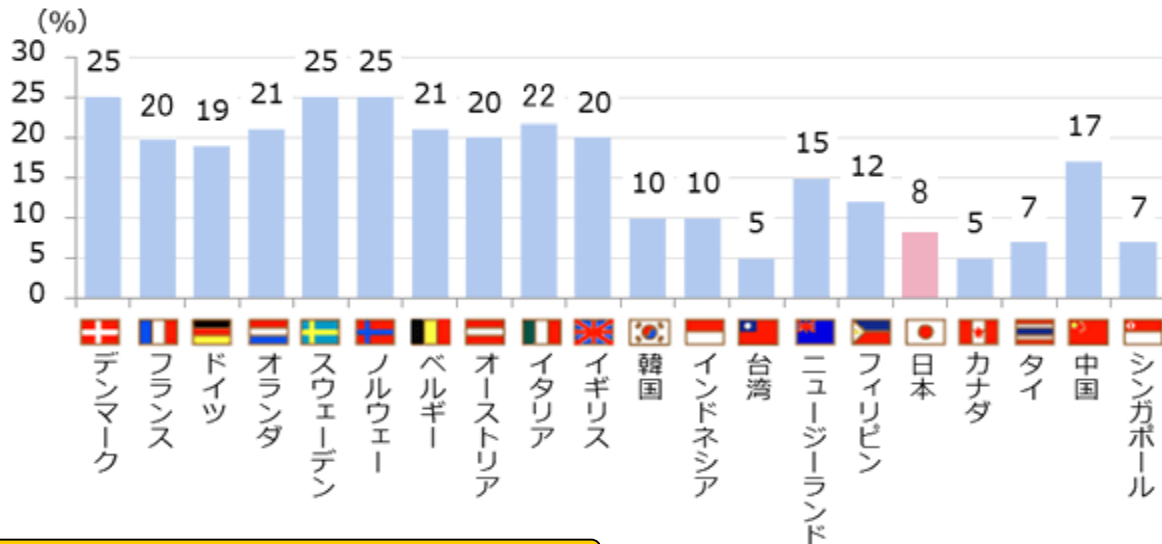
文責：SLE研究室 八幡祐輔(社会保険労務士)

税の国際比較

日本の税金が高いという話をよく耳にする事があると思います。特に最近では消費税の税率も 8%に上がり、今までより税金が高いという印象を感じることが多くなったと思います。しかし日本の税率は本当に高いのでしょうか？諸外国との比較をしながら検証したいと思います。 引用 国税庁

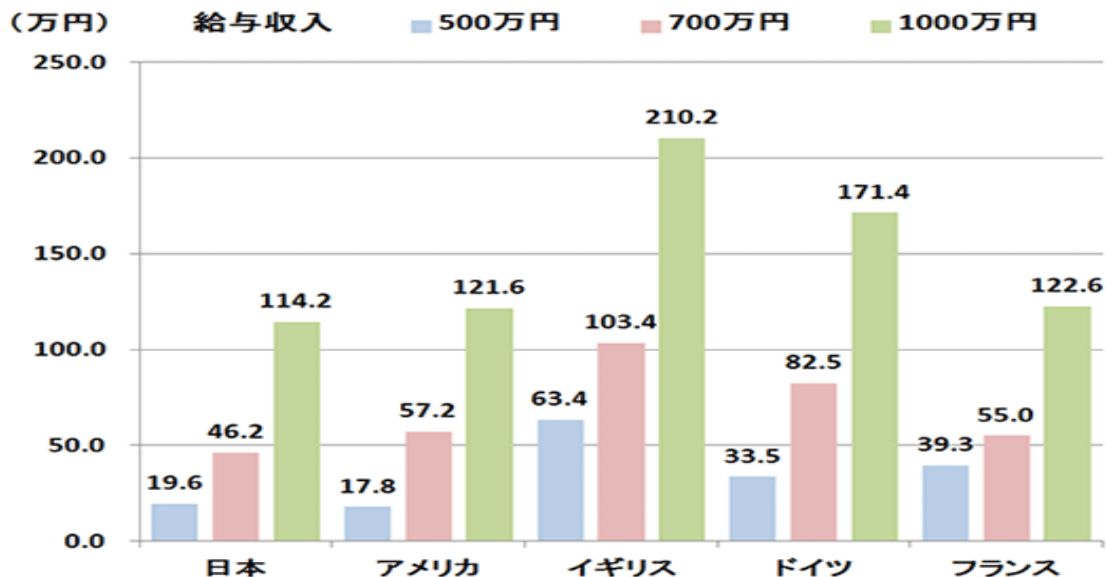
消費税（付加価値税）の比較

日本では平成元年から、消費能力に対する税金として「消費税」を導入しましたが、これと同じような税制はヨーロッパ諸国ではすでに「付加価値税」として導入されていました。「付加価値税」は、全世界 100 以上の国や地域で採用されています。



所得税・住民税の負担水準の国際比較

給与額に対して、所得税・住民税をいくら負担するのかを表したグラフです。



まとめ

確かに諸外国と比べたら、日本の税率・税負担は少ないです。しかし、例えばスウェーデンのように税率は高くても医療費・教育費が無償など、社会保障が充実しているのであれば納税者は納得します。逆に税率は低いのに税金が高いというイメージを持つということは、日本の場合は税負担に対して国の社会保障等が充実していないと感じさせる事が大きい要因かもしれません。

今月の一言 宇久田進治

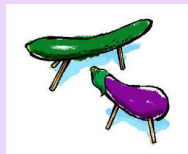


「家族」を考えるセミナーに参加して

実は今、もともと「ヒトはつながっていたい」と思っている。煩わしい、面倒くさい・・・個人を大切に、他人に迷惑をかけず勝手に生きていきたい。しかしヒトは他者との関係なしには、あるいは他者の支えがなければ生きていけない。あの3・11の震災以降、このつながりが見直されだした。「家族」はその最少の単位、ここのまとまりこそ何をおいても最大の力を発揮するとの講師の話はおおいに腑に落ちた。

私は長年税理士として中小企業さんの経営を見せて頂いている。経営者家族の仲良し度が経営内容に影響していることを現実に見て、知っている。

お盆の起源



いつも『とらい&GROW』を拝見して頂いている皆様、ありがとうございます。皆様はお盆をいかが過ごしましたでしょうか？私はというと、2泊3日で茨城へ行き、毎日ゴルフばかりして私のお盆は終わりました（笑）。

茨城から帰ってきた次の日に、ご先祖様・友達のお墓参りへ行ってきたのですが、ふとその時にお盆の起源はどのように始まったのかと気になり、調べてみました。そこで調べたもののうち、ほんの少しですが、ご説明させて頂きたいと思います。

そもそもお盆の名前の由来というのは、仏教用語の「盂蘭盆(うらぼんえ)」の省略形として「盆」(一般に「お盆」と呼ばれるようになったそうです。お盆の明確な起源は分かっていないようなのですが、日本ではすでに8世紀ごろには、夏に祖先供養を行うという風習が確立されたと考えられているそうです。

著：佐藤 信介

さわやか土曜塾の御案内

<前回の格言>

労をも資をも神に捧げて施恩を思わず
・・・私たちが社会や個人に奉仕するとき
は、神の恩恵のためにすすんで犠牲を払わ
せていただくという心づかいで行うと、相
手からなんの報いがなくとも、少しの不平
の心を起こすことなく、ますます品性が磨
かれるという事を表しています。

日時 9月12日 10:00~11:30

場所 辻堂市民図書館 2F 会議室

参加費 500円

講師 北 雄二

(公益財団法人モラロジー研究所参与)

お気軽にご参加ください。心よりお待ちしております。

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 藤沢市辻堂新町 1-1-2 柿崎ビル6F URL: <http://www.ukuta.net/>

TEL 0466(36)0627 FAX 0466(33)4892

<http://www.cityfujisawa.ne.jp/~ukuta/>

「とらい&グロウ」はメールでも配信しております。郵送によらずメール配信をご希望の方は、上記までご一報ください。また、バックナンバー(先月以前分)は上記ホームページに掲載されております。